

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社北川鉄工所			コード	6317
提出日	2021/6/3	異動(予定)日	2021/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	内田 雅敏	社外取締役	○													○	○		有
2	西川 三佐子	社外取締役	○													○		新任	有
3	野上 武志	社外監査役	○													○			有
4	貝原 潤司	社外監査役	○														○		有
5	平 浩介	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	内田雅敏氏は、北川精機株式会社の代表取締役社長を務めております。当社は同社から商品等を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の0.1%未満であり、独立性に影響を及ぼす額ではありません。 また、2018年9月より同社の監査等委員である社外取締役を当社の元取締役(2013年9月当社退職)が務めておりますが、当該元取締役が当社を退職してから相当な期間が経過しており、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	同氏は企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から、経営へのご意見やご指摘をいただいております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
2	西川三佐子氏は、中国生産性本部の業務執行者です。当社は同本部の中国経営品質協議会に加入し、当社新任管理職が毎年1回程度、経営品質の講習会を受講しておりますが、その取引額は同本部の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、独立性に影響を及ぼす額ではありません。同本部の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	同氏は中国生産性本部において人材育成や組織の活性化について研究を重ね、現在は人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとして活躍しております。同氏はこれまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただき、当社の経営品質向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
3	野上武志氏は、株式会社広島銀行の業務執行者でありました。同行は当社の主要取引銀行ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。 また、同行が保有する当社株式は発行済株式総数の4.6%にとどまり、同行の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすおそれはありません。	同氏は金融機関で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、業務執行や意思決定の適法性及び妥当性を確保する立場から、適正かつ有益な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	貝原潤司氏は企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、業務執行や意思決定の適法性及び妥当性を確保する立場から、適正かつ有益な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	平浩介氏は企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、業務執行や意思決定の適法性及び妥当性を確保する立場から、適正かつ有益な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は当社の独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。

4. 補足説明

【社外役員独立性基準】

当社の社外役員が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注1)
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(注2)
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者(注3)
4. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に直近3事業年度における年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8. 上記1.から7.までの重要な者(注4)の配偶者または2親等以内の親族、同居の親族である者

- 注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。
 注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近3事業年度における年間平均売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
 注3：「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における年間平均売上2%以上の額の支払いを行っている者をいう。
 注4：「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。